


28製安第28号
平成28年3月18日

全国管工事業協同組合連合会
会長 大澤 規郎 殿

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課長 川原 誠 

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室長 藤沢 久 

長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けた協力要請について

製品の長期使用による経年劣化等に起因する一般消費者等の事故の防止のため、平成21年4月に施行された「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」（平成19年法律第117号、以下「法」という。）において、長期使用製品安全点検制度が導入されました。

本制度は、経年劣化等により特に一般消費者に重大な危害を及ぼす恐れのある特定保守製品について予め所有者情報を登録してもらうことにより、特定製造事業者等（以下「製造事業者」という。）が所有者を把握し、特定保守製品の点検を行うべき期間に所有者に対し点検の通知を行うことで、点検の実施を促し、安全を確保する制度です。

本制度の一層の定着に向け、平成24年7月には「長期使用製品安全点検制度・表示制度ガイドライン」を一部改正し、取引事業者及び関連事業者には、所有者の同意を得た上で所有者票を記入する「所有者票の代行記入」を含めた登録促進等を要請しました。

しかし、製造事業者が把握している所有者情報の登録率は低く、昨年度末時点で特定保守製品全体では約37%程度となっています。

こうした状況を踏まえ、貴団体に下記の事項を要請することと致しました。つきましては、貴団体会員の取引事業者等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 関連事業者の責務

法第32条の7の規定に基づき、取引事業者から委託等を受けて特定保守製品の修理または設置等を行う事業者は、取引事業者と協力して所有者に対し、法第32条の5第1項に規定される事項の説明等により、所有者情報の登録促進に努めること。

2. マニュアル等の整備

取引事業者は、1. が確実に実施されるように、社内マニュアルに規定し、特定保守製品の取引を行う者に周知を行う等の取組みを行うこと。

※なお、本制度に関する販売・関連事業者向けのリーフレットが、経済産業省の以下のホームページに掲載されておりますので、ご活用ください。

[http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyoujigyoku2012.pdf]